

議第 7 0 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市
固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定
資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い改正しよう
とする。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市
固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定
資産税の特例に関する条例（平成１９年高山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（固定資産税の課税の免除） 第２条　市長は、同意促進区域内において、法 第１３条第４項又は第７項の規定により地域 経済牽引事業計画の承認を受けた者（法第２ ５条に規定する主務大臣の確認を受けた地域 経済牽引事業を行う者に限る。以下「承認地 域経済牽引事業者」という。）が、当該地域 経済牽引事業計画に従って行われる地域経済 牽引事業の用に供する施設であつて、次項及 び第３項に規定する要件に該当するものを設 置した場合において、当該施設の用に供する 家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供 する部分に限るものとし、事務所等に係るも のを除く。）又はこれらの敷地である土地に 対して課する固定資産税を、新たに課される こととなった年度から３箇年度分に限り免除 する。 ２・３　（略）	（固定資産税の課税の免除） 第２条　市長は、同意促進区域内において、法 第１３条第４項又は第８項の規定により地域 経済牽引事業計画の承認を受けた者（法第２ ５条に規定する主務大臣の確認を受けた地域 経済牽引事業を行う者に限る。以下「承認地 域経済牽引事業者」という。）が、当該地域 経済牽引事業計画に従って行われる地域経済 牽引事業の用に供する施設であつて、次項及 び第３項に規定する要件に該当するものを設 置した場合において、当該施設の用に供する <u>機械及び装置</u>、家屋若しくは構築物（当該対 象施設の用に供する部分に限るものとし、事 務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷 地である土地に対して課する固定資産税を、 新たに課されることとなった年度から３箇年 度分に限り免除する。 ２・３　（略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２９号。次項において「改正法」という。）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例第２条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に改正法第３条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号。以下この項において「改正後地域経済牽引事業

促進法」という。) 第13条第4項若しくは第8項の規定による承認又は第14条第1項の規定による変更の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる改正後地域経済牽引事業促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業について適用する。